

## 医療情報取得加算について

オンライン資格確認について、下記の整備を行っております。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療点数を算定いたします。

### 〈医療情報取得加算〉

- 初診時 3点（月に1回）
  - ・健康保険証にて資格確認を行った場合
  - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- 初診時 1点（月に1回）
  - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
  - ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合
- 再診時 2点（3ヶ月に1回）
  - ・健康保険証にて資格確認を行った場合
  - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- 再診時 1点（3ヶ月に1回）
  - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
  - ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

病院長